

うるま市告示第182号

うるま市令和5年台風第6号災害弔慰金等支給要綱を次のように定める。

令和5年8月25日

うるま市長 中村 正人

うるま市令和5年台風第6号災害弔慰金等支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和5年台風第6号による災害(うるま市災害見舞金支給条例(平成17年うるま市条例第88号)第2条に規定する災害を除く。)により、死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金又は被災した市民に対する災害見舞金(以下「令和5年台風第6号災害弔慰金等」という。)を、予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 令和5年台風第6号による暴風、豪雨等の自然災害をいう。
- (2) 市民 被災時に本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により記録されている者をいう。
- (3) 住家 現実に居住のために使用している建物をいう。
- (4) 世帯 住居及び生計を一にする市民の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身の市民をいう。
- (5) 遺族 災害により死亡した市民の死亡当時における配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情があった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。)、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹の範囲

にある市民をいう。

(令和5年台風第6号災害弔慰金等の支給対象者)

第3条 災害弔慰金の支給対象者は、災害を受けたその直後の結果として災害を受けた時から90日以内に死亡した市民の遺族とする。

2 災害見舞金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 災害により治療期間が30日以上かかる負傷をした市民

(2) 災害により家屋が全壊、半壊又は一部損壊(床上浸水を含む。)した世帯(住家に複数の世帯が同居している場合は、主たる世帯)

3 前2項の規定にかかわらず、死亡、負傷又は家屋の損壊の原因が、支給対象者の故意又は重大な過失のある行動によるものと認められる場合は、令和5年台風第6号災害弔慰金等を支給しない。

(支給基準及び支給額)

第4条 令和5年台風第6号災害弔慰金等の支給基準及び支給額は、次の表のとおりとする。

区分	基準	支給額
令和5年台風第6号災害弔慰金	死亡者1人につき	100,000円
令和5年台風第6号災害見舞金	治療期間30日以上を負傷者1人につき	30,000円
	家屋の全壊の場合	70,000円
	家屋の半壊の場合	50,000円
	家屋の一部損壊(床上浸水を含む。)の場合	30,000円

(令和5年台風第6号災害弔慰金の受給権者)

第5条 災害により死亡した市民の死亡時において、当該死亡者と生計を一にしていた遺族を令和5年台風第6号災害弔慰金の受給権者とする。

2 前項の受給権者となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って受給権者とする。

- (1) 死亡者の配偶者
 - (2) 死亡者の子
 - (3) 死亡者の父母
 - (4) 死亡者の兄弟姉妹
- 3 令和5年台風第6号災害弔慰金は、災害により死亡した市民1人につき一度支給するものとする。

(申請)

第6条 令和5年台風第6号災害弔慰金等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、必要書類を添えて、令和5年台風第6号災害弔慰金等受給申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、申請者が未成年であるときは親権者が、親権者がいないときは未成年でない3親等以内の親族が、当該未成年者を代理して申請するものとする。

- 2 前項に規定する申請の期間は、令和5年8月25日から令和6年1月末日までとする。

(支給の決定)

第7条 市長は前条の申請があった時は、その内容を審査の上支給の可否を決定し、令和5年台風第6号災害弔慰金等（支給・不支給）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(令和5年台風第6号災害弔慰金等の返還)

第8条 不正な手段で令和5年台風第6号災害弔慰金等を受給した者があるときは、前条に規定する支給の決定を取り消し、その者へ令和5年台風第6号災害弔慰金等の全額又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年8月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(この告示の失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、第8条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

令和5年台風第6号災害弔慰金等受給申請書

年 月 日

うるま市長 様

次のとおり、うるま市令和5年台風第6号災害弔慰金等支給要綱第6条第1項の規定により、申請します。

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

被災者との続柄 _____

弔慰金等の種類 (番号を○で囲む。)	(1) 災害により90日以内に死亡した者に対する弔慰金 (2) 災害により治療期間30日以上を負傷を受けた者に対する見舞金 (3) 災害により被災した世帯に対する見舞金			
被災者住所				
氏名	生年月日	世帯主との続柄	職業	死亡・負傷

添付書類：弔慰金（り災証明書原本、死亡届兼死体検案書の写し、死亡者と遺族の関係がわかる書類の写し、遺族の預金通帳、認印、遺族の身分証明書の原本、債権者登録申請書、口座振替申出 各1部）

見舞金（り災証明書原本、預金通帳、認印、身分証明書の原本、債権者登録申請書、口座振替申出 各1部）

※負傷の場合は、医師の診断書原本も添付すること。

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日

様

うるま市長 中村 正人

令和5年台風第6号災害弔慰金等（ 支給 ・ 不支給 ）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、うるま市令和5年台風第6号災害弔慰金等支給要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給することに決定しました。

うるま市令和5年台風第6号災害弔慰金等の種類：

該 当 条 項：

決 定 金 額：

支給しないことに決定しました。

うるま市令和5年台風第6号災害弔慰金等の種類：

該 当 条 項：

理 由：